

# 調庸布絶墨書銘と徴税機能

国印の押印箇所を手がかりに

Historical Material Called Inscription with Japanese Ink on Roughly Woven Silk Cloth and Linen as *Chō-Yō* and Tax Collection

亀谷弘明

はじめに

- ① 調庸布絶墨書銘の概要
- ② 国印の押印箇所について
- ③ 調庸布絶墨書銘の記載形式について

まとめ

## [論文要旨]

正倉院には各地域から貢進された調庸の絶と布に、その貢進者、税目、貢進年月日等が記載され、その上に国印が押印された調庸布絶墨書銘という史料が伝存している。小稿では押印史料としての調庸布絶墨書銘の記載内容や国印押印箇所などの検討から、国衙や郡衙の徴税機能の一端について明らかにした。まず、墨書部位ごとの押印の検討からは、国名・郡名の部分に押印する例が多く、戸主姓名や貢進年月日には比較的押印されている例が少なかった。印数・部位による類型化の結果、全体としては1類のものが多く、それらは国名・郡名に押印しているものが多かった。また、2類以上のものでも同様の結果であった。国別の押印箇所の分析からは、同一国内での押印箇所の傾向にばらつきのある国も多かったが、常陸国で年次、郡をこえて印数・部位に共通性がみられた。そこで、同国では墨書銘への押印の方針が継承されている可能性があることが推測される。墨書銘の年代による傾向については、貢進年月日の部分に押印する例は比較的早い時期のものにはみられるが、天平勝宝年間以降のものは少ない。調庸布の長さ・広さおよび専当国司・郡司名の記載への押印は、それらの記載がはじまる当初からみられるが、天平宝字8年以降に集中する。調庸布絶墨書銘の記載形式については、必ずしも国別の記載形式の違いが明確になったわけではないが、常陸国の例などが、他国と異なる傾向にあり、国別の記載形式の相違といえよう。このような国印押印箇所や墨書の国別の記載形式の違いは、各国の徴税における方針の違いを反映している可能性が高い。